

「(仮称) 町田市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)の考え方」 に関する意見募集の実施概要

1. 意見の募集期間

2010年8月11日(水) ~ 2010年9月9日(木)

2. 意見の募集方法

- ■「広報まちだ8月11日号」に概要掲載
- ■「町田市ホームページ」に内容掲載
- ■下記窓口での資料配布
- ·健康総務課(市役所森野分庁舎4階)·市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ・開発指導課(市役所中町第三庁舎3階)・市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)
- ・市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)
- ・各市民センター・木曽山崎センター・玉川学園文化センター
- · 各市立図書館 · 町田市民文学館

3. お寄せいただいたご意見の概要及び市の考え方

5名から24件のご意見をいただきました。

ご意見の概要

ご意見の内容及び意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

※お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しています。

「(1)永続的かつ安定的に墓地経営を行えるよう事業者に求める条件を定めます。」について

市の考え方

「永続的かつ安定的に墓地経営を行えるよう事業者に求	貴重なご意見として受け止め、検討してまい
める条件」について、地元のお寺であれば墓地の管理を	ります。
しっかりやってくれると思うが、遠いお寺だと心配だ。	
横浜市や相模原市の区は行政区なので、地域を限定する	
単位とするのはふさわしくない。	
「墓地等の永続性の観点から墓地等を設置する区域の土	墓地等を設置する区域の土地は、墓地を経営
地は、原則として墓地経営者の所有地とします。」につい	しようとする者が所有し、かつ、所有権以外
て、「原則として」を削除すべき。墓地の永続性とは関係	の権利が存しない土地であることとします。
ない「公衆衛生その他公共の福祉」によって「支障がな	ただし、既存の墓地については、一律に規定
い」と認めるということは恣意的な判断の余地が残る。	することが困難であるため、例外的な取り扱
名義貸しを防ぐためにも、例外は認めるべきではない。	いを想定しています。
名義貸しの墓地ができないように規制をすべき。	

「(2)周辺の生活環境に配慮した質の高い墓地等を確保するため経営許可の基準を定めます。」 について

(こう)(・)			
	ご意見の概要	市の考え方	
立地	「河川、住宅等からの離隔距離の設定」につい	市街化調整区域については「町田市市街化	
基準	て、焼骨用の墓地は適用除外にしてほしい。	調整区域における適正な土地利用の調整に	
		関する条例」の基準を考慮して離隔距離を	
		設定します。	
	新たに墓地をつくるのであれば住宅地から離	敷地の周囲に障壁を設置したり、規模に応	
	れた場所につくり、墓参りしやすいように広い	じた広さの駐車場を設置するなどにより、	
	駐車場を設けてほしい。	周辺の生活環境に配慮した質の高い墓地等	
		を整備するための基準を定めます。	
緑化	市街化区域の場合は周辺の住宅と同様の割合	敷地周辺の緑化や既存樹木の保存などに配	
基準	としてほしい。	慮した基準とします。	
	大きな墓地をつくると緑が減ってしまうので		
	緑を残すようにしてほしい。		
駐車場	駐車場設置の理由に「交通渋滞の解消等」が挙	周辺の生活環境に配慮した質の高い墓地等	
設置	げられているが、これは削除してほしい。道路	を整備するために、基準を定めます。	
	の維持管理作業などに墓地の駐車場を使用し		
	ようということであろうが、許認可を背景にそ		
	こまで求めることは許されない。		
接道	墓地計画を規制してしまうような過度な接道		
基準	基準はふさわしくない。		
各種構	「敷地内通路の幅員、管理事務所、ごみ集積場、	利用者等の利便性及び良好な施設環境の維	
造設備	便所、給排水設備等の設置」について、隣接し	持を図るために必要なものであると考えて	
	てこれらの施設がある場合など利用者の利便	います。	
	に支障がない場合には設置しなくてもよいよ		
	うにしてほしい。		
その他	近隣住民に配慮することも重要であるが、許可	利用者の利便性や周辺の生活環境との調和	
	のハードルや管理水準を高くすると、墳墓の価	を考慮すると、一定水準以上の基準は必要	
	格が上がり、その経営が圧迫され、管理料が高	であると考えています。	
	額化し、墓地を求める人の負担が増える。		

「(3)周辺住民から最大限の理解を得られるように、周知方法や協議等についての手続きを定めます。」について

ご意見の概要

墓地等の経営をする業者に許可を出す条件として、事前 に地元説明会や周辺住民からの同意を得るように義務付 けをすべき。

墓地は必要な施設であるが、地元住民の反対がある場合、市は許可を出すべきではない。

周知方法や協議等についての手続きは、現行の都条例にならったものとしてほしい。また、「墓地等の計画について、周辺住民等から意見の申出があった場合、申請予定者に対して周辺住民等と協議するように定めます。」について、「正当な理由があると認めるときは」を追加してほしい。

「周辺住民から最大限の理解を得られる周知方法や協議等についての手続き」について、申請前に周辺の住民と十分に話し合うことは必要。申請要件として協議を義務付けるのであれば、合意形成できなかったときの判断基準など、行政手続き上、どの時点で申請できるかを条例で明確に示しておく必要がある。

市の考え方

墓地等の経営許可の申請前に、事業者に対して近隣説明会の開催を義務付けます。

また、墓地等の計画について近隣住民等の申 出に正当な理由があると市長が認めた場合、 事業者に対し近隣住民等との協議を義務付 けます。

「(4)利用者が安心して利用できるように、経営管理に関する遵守事項を定めます。」について

ご意見の概要

「利用者と墓地経営者の間で締結する契約書に盛り込むべき項目を定めます。」について、契約書に盛り込む項目は、法律の明文で規定されている内容に限られたい。

「利用者が安心して利用できる経営管理に関する遵守事項」について、墓地経営に関する財務諸表など帳簿作成は、許可後に必要な事項だから、墓地埋葬法 10 条の範囲から外れている。また、このことは、墓地埋葬法 7条 2項に規定しているので、条例で規定整備する必要はない。

「収支計算書等の帳簿を利用者等が閲覧することができるように、墓地経営に関し帳簿を作成するよう墓地経営者に求めます。」について、削除あるいは「利用者等」を「利害関係人」に改めてほしい。収支計算書を見て経営実態を把握することは多くの場合不可能。閲覧を求める

市の考え方

厚生労働省が定めている標準的な契約内容 を基に、契約に盛り込むべき項目を定めま す。

「利用者等」とは、墓地、埋葬等に関する法律第15条第1項で規定されている「墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者」であると考えています。同法第15条第2項では、利用者等は帳簿等の閲覧を請求した場合、管理者はその閲覧を拒むことはできないと規定されています。

利用者等が安心して利用できる墓地の経営を永続的に行えるように町田市の条例にお

利用者は皆無ではないか。宗教法人法附則 23 項によって いて墓地経営に関し、帳簿作成を求めること 収支計算書の作成を義務とされていない法人もある。閲しとします。 覧できる人の範囲が「利用者等」では広すぎて、閲覧権 の乱用が予想される。

その他のご意見

ご意見の概要	市の考え方
墓地経営は宗教活動の一環なので、市街化調整区域でも	市街化調整区域内における本堂(礼拝施設)
本堂(礼拝施設)を作れるようにしてほしい。本堂設置	の建築許可については、都市計画法に基づく
を義務づけるくらいのほうが、「名義貸し」の法人を排除	ものであり、本条例では考えていません。
できるはず。	
町田は墓地が多いように感じる。これ以上必要ないので	墓地は市民生活に必要な施設であり、公衆衛
は。	生の確保、周辺の生活環境との調和を図るた
	めに、条例を制定するものです。
民間の墓地は価格が高いので、都営や市営の墓地をある	ご意見として承ります。
程度用意し、廉価で提供するようにしてほしい。	
このような条例を作るより低廉で良質の墓地を町田市に	
おいて大量に作るべき。	
ペット霊園に関する規制を行うべき。	ペット霊園は本条例の対象としておりませ
	ん。

問い合わせ先:町田市いきいき健康部健康総務課 TEL 042-724-4017